

**令和6年度〔追加1回目〕
建設工事等入札等参加資格審査申請の受付について**

大阪府住宅供給公社(以下「公社」)では、公社が行う公社住宅、大阪府営住宅等の建設工事・保全工事等の競争入札及び随意契約に参加しようとする者を、あらかじめ審査・認定し登録しています。

このたび、令和6年度以降の登録に係る入札等参加資格審査申請(以下「申請」)の追加受付を、下記とおり実施します。

今回の申請受付は、追加で実施するもので、既に令和6年度以降の参加資格を有している方は、今回の申請は必要ありません。

記

1. 登録日

令和6年8月1日 (有効期限なし)

(注) 令和6年度の登録から有効期限は設けておりません。

2. 申請書の配布・提出

(1) 配布・提出期間

〔配布〕 令和6年5月10日(金)午前10時 ~ 令和6年6月10日(月)午後5時

〔提出〕 令和6年5月13日(月) ~ 令和6年6月10日(月)

(2) 配布方法 公社ホームページよりダウンロード方式

(3) 提出方法 郵送のみ〔提出期間最終日迄の消印有効〕(持参不可)

※ 郵送方法(簡易書留、特定記録、レターパック等)は、必ず配達記録が残る方法でお願いします。申請書類の受付印押印は原則行いません。(7. 注意事項(1)参照)

※ 申請書類はクリアファイル(A4、透明)に入れて、宛名用紙(必要項目記入)貼付の封筒等で郵送してください。

申請書を複数郵送される場合は、1業者ごとに申請書類をクリアファイルに入れ、まとめて宛名用紙貼付の封筒に入れてください。

(4) 配布書類の内容

① 本案内書

② 入札等参加資格審査申請書〔建設工事用〕〔コンサル・その他用〕

③ 使用印鑑届兼委任状(支店等で登録のみ)

④ 業務実績書、技術関係資格取得者数・名簿(コンサル関係、その他の区分のみ)

⑤ 申請書記入について

⑥ 郵送宛名用紙(封筒に貼付用)

⑦ 申請受付の流れ

2. 工事及び業務の対象範囲

(1) 公社が発注する工事(建設工事、保全工事、用地整備工事)

(2) 公社が委託する業務(設計・監理、調査、測量、保守点検等業務)

(3) 公社が委託する業務(貯水槽清掃、浄化槽清掃及び管理)

3. 申請業種

次の23種類(15業種 8業務)のうち、申請できるのは、1者につき1業種(業務)のみです。

区分	業種数 (業務)	業種 (業務)
建設工事	15	①土木一式 ②建築一式 ③とび・土工・コンクリート ④電気 ⑤管 ⑥舗装 ⑦塗装 ⑧防水 ⑨内装仕上 ⑩機械器具設置 ⑪電気通信 ⑫造園 ⑬建具 ⑭消防施設 ⑮解体
測量・建設コンサル タント等	6	①測量 ②地質調査 ③建築設計・監理 ④設備設計・監理 ⑤建設コンサルタント ⑥補償コンサルタント
その他	2	①貯水槽清掃 (036) ②浄化槽清掃及び管理 (031, 032, 034) ※()内は大阪府の委託役務の種目コードで、②はいずれかの登録で可

(注) 登録業種(業務)の変更は、1年度間に1回限りとします。

ただし、指名後及び一般競争入札参加後の業種変更は、当該年度中はできません。

4. 申請に必要な資格要件

(1) ①「建設工事」での申請者

申請の業種について、令和6年度 大阪府建設工事競争入札参加資格を有する者又はその見込みがある者 (令和6年7月1日認定分までを有効とします)

②「測量・建設コンサルタント等」での申請者

申請の業務について、令和6年度 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する者又はその見込みがある者 (令和6年7月1日認定分までを有効とします)

③「その他」での申請者

申請の業務について、令和6年度 大阪府委託役務関係競争入札参加資格を有する者又はその見込みがある者 (令和6年7月1日名簿登録分までを有効とします)

(2) 入札等参加資格審査申請書(添付書類等を含む)中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載しなかった者でないこと。

(3) 申請区分の15業種8業務のうち、複数の業種(業務)に申請していない者であること。

5. 申請に必要な書類

(1) 「建設工事」で申請の場合

ア. 入札等参加資格審査申請書〔建設工事に用〕

イ. 申請時点で有効な建設業許可通知書(写し)又は建設業許可証明書(写し)又は建設業者の詳細情報(国土交通省の建設業者企業情報検索システムでPDF印刷) ※1

〔注〕申請業種以外の通知書等は必要ありません。

〔注〕業者情報が変更前の内容で申請書の内容と異なる場合は、建設業許可変更届出書(写し)を添付してください。

ウ. 令和6年度 大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果(写し) ※2

エ. 【支店等で登録申請の場合】 使用印鑑届兼委任状

オ. 【本店所在地が登記上と営業上で異なる場合】 両所在地が併記された届出書(写し)

カ. 【事業協同組合として登録申請の場合】 「定款」、「役員名簿」、「組合員名簿」(各写し)

(2) 「測量・建設コンサルタント等」または「その他」での申請の場合

- ア. 入札等参加資格審査申請書〔コンサル等、その他用〕
- イ. 営業に関し必要な登録証（写し）又は登録証明書等（写し）又は現況報告書（写し） ※3 下記別表 参照
 （注）現況報告書（写し）は、財務情報部分はありません。
- ウ. 〔コンサル等〕
 令和6年度 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査結果（写し）
 〔その他〕 ※2
 令和6年度 名簿公開入札参加資格者一覧（委託業務） ※2
- エ. 業務実績、技術者関係資格者数・名簿
- オ. 申請する者が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの、写し）
 （注）個人の場合は、必要ありません。
- カ. 【支店等で登録申請の場合】 使用印鑑届兼委任状
- キ. 【本店所在地が登記上と営業上で異なる場合】 両所在地が併記された届出書（写し）
- ク. 【事業協同組合として登録申請の場合】 「定款」、「役員名簿」、「組合員名簿」（各写し）

※1. 国土交通省の建設業者企業情報検索システム

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do>

※2. (1) (2)の「ウ. 令和6年度 大阪府競争入札参加資格審査結果」等は、大阪府のホームページで、次のURLから取得できます。

〔大阪府電子入札システム → 入札参加資格について → 入札参加資格者名簿〕

・ 建設工事、コンサル http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI1080_0510

・ その他 http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/GI2070_0510

（注）大阪府の資格認定が令和6年6月1日又は7月1日になる見込みの場合は、大阪府電子申請完了後の資格取扱状況確認の状況詳細を印刷したものを提出してください。

※3. 別表

「測量・建設コンサルタント等」

業務種別	登録証明書等	発行者等	備考
測量	測量業者登録証明	国土交通省(地方整備局)	
地質調査	地質調査業者現況報告書	国土交通省(地方整備局)	
建築設計・監理	建築士事務所登録証明書	(社)大阪府建築士事務所協会	
設備設計・監理	建築設備士登録証	(社)建築設備技術者協会	個人資格
	設備設計一級建築士証	(社)日本建築士会連合会	
	CATV技術者証 又は 有線テレビジョン放送技術者証	(社)日本CATV技術協会	
建設コンサルタント	建設コンサルタント現況報告書	国土交通省(地方整備局)	
補償コンサルタント	補償コンサルタント現況報告書	国土交通省(地方整備局)	

（注）「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」は、登録証明が発行されない場合、地方整備局長あてに提出した『確認済』の押印がある最新の「現況報告書」（各登録規程に定める現況報告書）の写しを提出してください。

「その他」

業務種別	証明書等	発行者	その他
貯水槽清掃	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	大阪府知事等	申請時に証明書の登録期間が有効であること
浄化槽清掃・管理	浄化槽保守点検業登録証	大阪府知事等	

6. 書類審査及び入札参加資格者名簿の公開

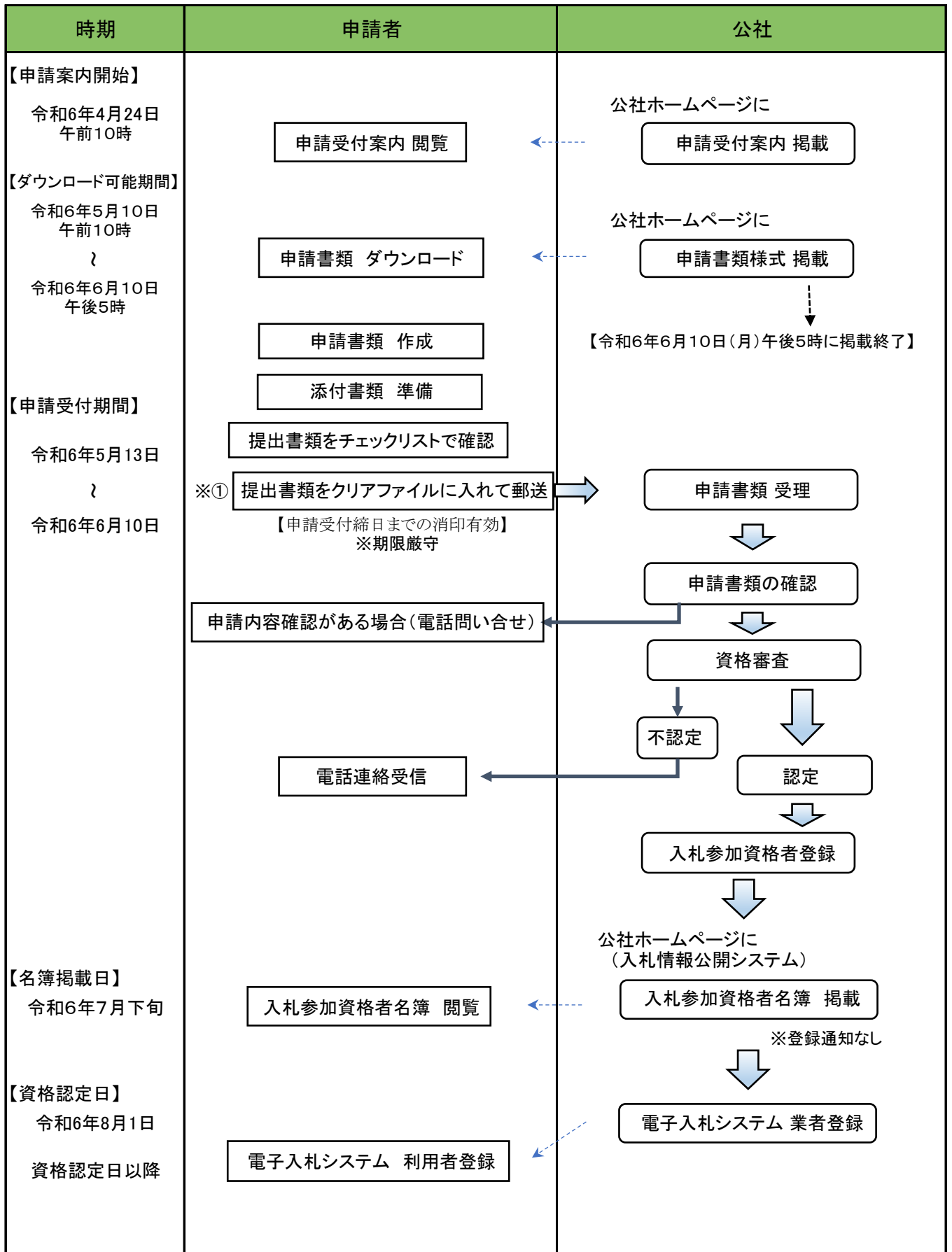
申請書類受付後、書類審査を行い、入札参加資格者については令和6年7月下旬に公社ホームページに公開します。

7. 注意事項

- (1) 申請書の受付書発行、受付印押印および申請書の到着確認の問い合わせ対応は行いません。
ただし、行政書士の代理申請で、受付印押印書類、返信用封筒（必要料金の郵便切手貼付）を同封された場合に限り、受付印を押印し返送します。なお、申請業者が複数の場合でも返信用封筒は1枚でお願いします。
- (2) 公社から申請書の内容について確認をさせていただくことがありますので、申請書の写し、本案内書等を保管し、対応いただけるようにしてください。
申請書の作成者連絡先は、必ず日中連絡が取れる電話番号を記入してください。
- (3) 郵便事情によるトラブル（郵送したが届かない等）について、公社は一切責任を負いません。
- (4) 今回の申請で登録されても、大阪府で入札参加停止、入札参加資格認定の取消等の処分があれば、公社においても適用します。なお、公社からの処分通知は行いません。
- (5) 建設工事（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）の等級は、大阪府に準拠します。
- (6) 登録内容に変更があった場合は、公社ホームページで届け出の有無、必要書類を確認のうえ、所定の「変更届」を提出してください。
また、業種変更を希望される場合は、所定の「登録業種変更申請書」を提出してください。
※ 所定の様式は、公社ホームページよりダウンロードしてください。
- (7) 廃業等により入札参加資格登録を取り下げる場合は、所定の様式を公社ホームページよりダウンロードし提出してください。
- (8) 使用印鑑届は、本店での登録の場合は、申請時に提出の必要はありません。
なお、契約書類、請求書類等に実印を使用しない場合は、契約時に、使用印鑑届の提出が必要となります。
- (9) 今回の申請受付後の追加受付は、年2回（5月頃、11月頃）行う予定で、案内を受付開始前月の下旬にホームページに掲載します。

以上

■ 入札参加資格審査の流れ



※①：申請書を複数件郵送される場合は、1業者ごとに申請書類をクリアファイルに入れ、1つの封筒にまとめて郵送してください。